

2020年4月8日

お客様各位

三井不動産レジデンシャルサービス関西株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令に伴う弊社対応について

本日、政府より、大阪府・兵庫県等を対象とし、効力を5月6日までとする新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令されました。弊社では、この発令を重く受け止め、管理組合の皆様をはじめとするお客様および弊社従業員の安心・安全・健康を第一に考え、これまで以上に感染症拡大防止策を講じることを目的として、下記のとおり対応させていただきます。

お客様には大変ご迷惑・ご不便をおかけいたしますが、感染症拡大防止のため、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1. お客様へのご提案

- (1) 理事会の開催延期の提案
- (2) 総会の開催延期ならびに暫定契約の提案もしくは、総会を開催する場合の議決権行使などによる感染症拡大防止策のご提案
※極力、開催延期していただきますようお願い申し上げます。
- (3) 共用施設の運用一時停止のご提案
- (4) コミュニティイベントや懇親会の開催延期のご提案

2. お客様へのお願い

- (1) ライフサポーター（管理員）・清掃員・コンシェルジュ等のスタッフの勤務時間の短縮、あるいは、状況によっては勤務ができない場合がございます。
- (2) お客様センター（緊急対応業務）は継続して実施いたします。ただし、従業員の一斉感染による業務停止を防止するため、分散勤務等の対応をしており、通常より大幅にお電話が繋がりにくくなることが想定されます。通常のお問い合わせ等については、弊社ホームページの以下「お問い合わせ」フォームにて、お申し出ください。

<https://www.mitsuikanri-kansai.co.jp/contact/>

3. 定期作業について（定期清掃・排水管清掃・消防設備点検等）

- (1) 共用部分の作業につきましては、通常どおり実施させていただく予定です。
- (2) 入室を伴う専用部分の作業実施をご希望されないお客様は、その旨作業員にお申し出ください。
- (3) 今後の状況により、作業を中止あるいは延期させていただく場合がございます。

以上、弊社の対応を記載させていただきましたが、今後も国・行政等の情報収集に努めるとともに、お客様のご要望に取り組んでまいります。ご迷惑をおかけすることもございますが、ご理解・ご協力のほど、重ねてお願い申し上げます。

以上